



新潟県公報

平成30(2018)年
12月3日(月)
号 外
第 61 号

目 次

議 会

○新潟県議会会議規則の一部改正..... 1

議 会

新潟県議会規則第一号

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年十二月三日

新潟県議会議長 五十嵐 清

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則

新潟県議会会議規則(昭和二十七年新潟県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第百十八条関係)				別表(第百十八条関係)			
名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者	名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
略				略			
新潟県議 会国会等 移転促進 協議会	略	略	略	新潟県議 会国会等 移転促進 協議会	略	略	略
新潟県議 会災害対 策本部 (緊急連 絡会議を 含む。)	災害の発 生状況、 要望等の 情報の収 集及び伝 達並びに 災害時の 議会の運 営等に関 する協議 及び調整	全議員(緊急 連絡会議にあ つては、議 長、副議長、 所属議員三人 以上の会派を 代表する議 員、議長経 験者を代表する 議員及び議会 運営委員会の 委員長)	議長				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。